

蘭

ハタビ

No.

5

青
地
鷲
雄

129

價目 冊 212

⑤

青地齋雜

整予

一 起評狀

二 証言 (一部欠)

三 弁論史

四 判決



⑤

AOCHI Washio

冊 13

頁數 25

格
無 期 限

保存期限 永久

蘭裁判記錄

青地 龍馬 權

狀 論 願
訴 免 歎
起 辯 赦

被告人 青地 驚雄
辯護人 古川 静夫

判決期日 昭和二十一年十一月二十日

起訴狀

被告人 青地 鷲雄

被告人は期間は明確ならざるも戦時中なる一九四三年九月頃より一九四五
年九月頃迄の間、ハルビンに於て敵國日本の臣民として戦争犯罪を犯し
又は犯せしめたるものにして即ち戦争の法規及び慣例に反し日本一般市
民の爲に設立せられたる「櫻俱樂部」の經營者として、右日本人の用に供
す爲に婦女子を募集し又は募集せしめ此等の婦女子が解雇を甲出た
る場合は直接又は間接に憲兵の威を籍り又は籍り下して前記俱
樂部の客に對する賣淫を彼等に強制し、及び其の目的を爲に右俱
樂部内に區分せられあふ一郭に彼等を居住せしめて俱樂部外に自由
に外出するを許さざりしものにして被告人又は被告人の協力により多くの
婦女子が前記日本人相手の醜業に就かめられたるものなり、以上の事實は
蘭印官報一九四六年第四五号戦争犯罪處罰條例第四條以下に該
當し且之により處罰せらるべきものとす。